

秋田公立美術大学財務諸表の承認について（案）

1 財務諸表の承認

地方独立行政法人法第34条（財務諸表）

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (4) その他設立団体の規則で定める書類→法人運営規則
キャッシュ・フロー計算書
行政サービス実施コスト計算書
- (5) 附属明細書



法人が、監事の意見を付け、各事業年度の終了後3か月以内に市長に提出



市長は、財務諸表承認の際には、あらかじめ評価委員会の意見を聴く



市長が承認。法人が公告、6年間閲覧

2 提出書類

- (1) 財務諸表
- (2) 事業報告書（業務実績報告書と同じ）
- (3) 決算報告書（決算－予算）
- (4) 監査報告書（写し）

3 財務諸表等の確認

財務諸表の承認にあたり、あらかじめ評価委員会の意見を聴取する